

平成 31 年 1 月 10 日

第 1 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成31年第1回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年1月10日（木）午後3時00分から
2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室
3. 出席委員（農業委員7名、農地利用最適化推進委員3名 計10名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1番	宮崎 博美
委 員	2番	石松 雄平
	3番	梅木 美代
	4番	佐藤 仲子
	5番	穴井 千年
	6番	欠員
	7番	安武 聖
推進委員		麻生 輝雄
推進委員		松本 和昭
推進委員		二田水 宏一

4. 欠席委員

後藤信介推進委員、坂田敏之推進委員、時松達也推進委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届出について
- 第3 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第1号番号4 農地法第3条の規定による許可申請について

- 第 7 議案第 2 号番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 8 議案第 2 号番号 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 9 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 10 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄
事務局職員 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、平成 31 年第 1 回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は 7 名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第 12 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、2 番 石松委員、5 番 穴井委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

議長 続いて、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届出について」を、事務局より報告をお願いします。

事務局長 議案集の1ページをお開き下さい。「農地法第18条第6項の規定による届出について」農地法第18条第6項の規定により、下記、届出について受理した事をここに報告する。平成31年1月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。今回の報告案件については、3件でございます。いずれも、双方の合意による合意解約の届出でございます。土地の所在地は、北里が2筆、1,744㎡で、貸し手、借り手以下の通りでございます。この土地についても、また改めて、議案として貸し借りがあります。

続いて2番についても、同じように土地は上田になります。面積は、560㎡で、貸し手、借り手、以下の通りでございます。これについても議案の方で貸し借りが発生します。

3番、土地については北里で、現況が田です。334㎡でございます。いずれも、別紙の資料で、今回資料が沢山ありますけども、一番上に資料1って書いてあるものを見て頂くと、ここに1ページからそれぞれ借り手側の印鑑証明の写しを付けさせておきますので、以上で報告を終わります。7ページまでがその関連になります。

議長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

2番 3番目の〇〇さんと〇〇さんのは議案集に出てくるのなら〇〇さんがなるのではないですか。〇〇さんっていうのは誰ですかね。

事務局 母親です。

事務局長 ご指摘の通りでございます。議案集の〇〇さんの名前は、〇〇さんで訂正をお願いします。

議長 今のは7ページまでの資料です。質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議長 続いて、日程第3 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 「農地法第3条の規定による許可申請について」議案集をお開き下さい。議案第1号です。平成31年1月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

番号1です。土地は下城になります。1筆、田で1,312㎡です。3条による無償移転で、譲り渡し人、譲り受け人以下の通りでございます。資料としましては、先程の続きの別紙の資料1の8ページからになります。3条の許可申請書の写しを付けさせて頂いております。10ページに載せてあります所の農機具、それから植え付ける水稻、野菜（自家消費）、農業従事者の人数等については、以下の通りでございます。10ページの一番下ですけど、距離が4kmで時間が一応10分となっております。それから従事者として、11ページに記載されています。土地の情報としましては、14ページですが、登記簿の写しが付けてあります。抵当権等の支障になる案件ではございません。それから15ページからが位置図関係でございます。ゼンリンの地図で位置を示しております。16ページに字図を付けておまして、現場の状況ですけれども写真を18ページに付けております。それから確認書という事で地元の農業委員さんの署名と現地確認に立ち会った時の推進委員さんの署名が19ページにございます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の宮崎委員から報告をお願いします。

1 番 12月28日の日にですね、局長と事務局の波多野さんとそれから、松岡会長と推進委員の時松推進委員と現地確認に行きました。ここは、屋敷の近くで別に問題ないと思いますけど、みなさんの審議の方よろしくをお願いします。

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 ○○さんは、親子ですか。親子関係ですか。

事務局 この方は、叔父さんです。○○さんが○○さんの叔父さんになります。

2 番 ○○さんは誰ですか。○○さんとはまた違いますよね。

議長 ○○の前の○○さん。

2 番 あそこが○○さん。それなら○○さんが○○さんと兄弟ですね。

事務局長 住所がですね。ここに書いてある番地が一緒なんですね。居住地が一緒なので親子かなと思ったので、調べてみたらそういう関係になっていました。

2 番 それで今度は譲り受け人の○○さんが死んだのですか。

事務局長 違います。議題にあがったのは、叔父さんの方です。相続という形になれば、権利が色々あるので、手続きが変わってくると思いますけど。

2 番 叔父と甥なら、相続にはならないですね。

事務局長 権利発生があれば、また別の話になるかもしれませんが、今回はわざわざこれを決意されています。

2 番 それなら、結局これがいけるというケースですね。分かりました。

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定しました。

議長 続いて、日程第4 議案第1号番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 それでは引き続き、議案集2番の方です。「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により下記、農地の申請があったので審議を求める。平成31年1月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第1号の番号2です。この案件につきましては、事前勉強会を開催させて頂きまして、より審議を深めるための手続きをさせて頂いた案件でございます。議案の中を説明させて頂きます。まず、土地につきましては大字北里になります。筆は、畑が2筆、全部で8筆ですね。面積が659,298㎡です。権利の種別は、3条の有償移転となります。譲り渡し人、譲り受け人以下の通りでございます。それから、備考の欄ですけれども、後で資料についても説明しますが、ここが受け渡しの金額になります。〇〇円ですね。資料についてですけれども、その他の資料の2番を見て頂きたいと思います。資料が分厚いのでポイントだけ説明させて頂きます。まず、今日この件につきましては、土地の規模が大きいものですから、慎重に審議もあると思いますので、万が一、休憩を挟む場合も含めて、関係者には控室に控えてもらっているという状況であります事を報告させて頂きます。まず、3条の許可申請については、譲り渡し人は先程言いました通り、ここに書いています。譲り受け人については、今回は法人という事になっております。それから、許可を受けようとする土地については、1ページから2ページにかけて筆ごとに対価が載せてありまして、合計が〇〇円という事になっています。2ページの一番下の移転しようとする契約の内容を少し読み上げます。3条申請の許可取得後所有権移転登記を行い、譲り渡し人が、対象地を活用して行っている空心菜等の葉物野菜の栽培を引継ぎます。温泉水等の状況により次第、栽培面積の拡大を図りたいと考えています。整地や牧草改良等環境整備を行い、馬の放牧を始める予定です。という事でございます。それから、5ページを見て頂きたいと思います。当面の作付予定は、空心菜の3,000㎡、それから農業に従事する方は、7名です。関係あるページだけにします。6ページ、7ページ飛

ばして頂いて、8 ページ、9 ページをご覧頂きたいと思います。まず、周辺地域との関係という事でございますが、対象農地は、既に集積された土地であり、近隣に集落営農の組織もないため周辺の農業上の利用に及ぼす影響は極めて少ないものと考えます。また、農薬については周辺地域の営農に支障を及ぼさないように、最低限の低農薬を使用するとともに、遺伝子組み換え作物の栽培は今後も行いません。今後は、あらゆる状況を鑑みて、地域の融和に資する活動に積極的に参加するよう努めます。それから、9 ページです。ここは、地域との役割分担の状況というのがございますが、対象地周辺には、近隣の方々も利用する農道や水路等の農業施設が整備されていますが、弊社は今後積極的に当該施設の維持や清掃活動を行うとともに災害発生時は、復旧活動に協力するなど相応の役割分担を担います。具体的には、農道の定期的な草刈りや水路周辺の草刈り及び水路内の転石や泥上げなどを行い農業施設の機能保持に努めます。また、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加や獣害被害対策への協力を行います。加えて、小国町の主要なイベントにも積極的に参加するなど、地域の融和に資する活動にも、取り組みます。という事です。それから 10 ページが農機具の情報でございまして、昨年の方はまだ予定だったので、所有された器具もありますが、大型トラクターから草刈り機、以下の通りでございまして、今後また整備していくという事でございます。それから、11 ページからが法人の営農計画になります。先程も少し言いましたけど、空心菜、それから牧草という事で、牧草については馬の放牧をするという事でございます。12 ページに就労の内訳が付いています。売上については 13 ページですけれども、まだ売上高の方もですね、後で詳しい状況を説明しますので、こういった数字となっております。あと 14 ページ以降が会社の構成員の状況になります。議決権は、農業関係者が過半を占めるという農地所有適格法人という形態になります。区分としてはですね。登記簿上の会社は法人ですけども、一般の会社でも、農事組合法人であろうと、株式会社であろうと、議決要件で農業従事者が過半を超す、それから収益の過半以上が農業関係収益という事で、農地所有適格法人に該当します。それから会社の登記簿が 16 ページからになります。ここに主に法人の情報が目的の欄にございます。1 番から 11 番までがこの法人の主な業務の目的でございます。あと法人の定款が 19 ページから付けさ

せて頂いております。また、今回取引する土地の情報としまして登記簿の写し。情報量が多いんですが、これは先に以前、譲り渡し人の方が〇〇から3条で売買した時の登記簿の写しとほとんど情報は変わっていません。違う所は、譲り渡し人の所の名義人です。登記簿の一番最後が持ち分の名義が変わっています。それは筆ごとに全部なっています。それを今回、この譲り渡し人から法人に所有権移転するという形になります。それで、登記の方は、29 ページから 166 ページまで全てその資料でございます。情報が変わる事はないので飛ばします。167 ページですけど、ここが不動産売買契約書という事で、これは農地法3条で売買する場合に契約書まで付けろという義務でございませぬ。参考として何かございませぬかという事でお願いした所、これは前回の地元から譲り渡し人が、売買した時の契約書の写しを付けております。ほぼ、この形のまま以前、この契約に基づいて買った方が法人に売るという形になります。なので、金額も同じ同額を公開させて頂いております。正式に言いますと、3条許可でないと、売買は成立しないという事です。あと、現場の確認の様子は、みなさん全体で現地確認をさせて頂きましたので、それが 179 ページ、〇〇という所に主に葉物野菜を栽培する予定の場所の写真を 179 ページから 181 ページまでです。それから予定の温泉水の配管を利用させて最終的に〇〇地区の 46ha の部分の物が 181 ページ、182 ページの資料になります。別紙資料の説明は終わりますが、あと先日より議論を深めるための勉強会を開きました。その時に資料を頂いた訳ですけどもそれが手元の赤い資料です。その資料の中により議論を深める部分でございましたのが、馬の放牧について過去の情報としてあまりなかったから、それを少し掘り下げて資料がほしいという事で改めて、追加資料という事で頂きました。その部分をポイントだけ説明します。〇〇における馬の牧畜計画、追加資料という事ですね。弊社グループは、北海道〇〇町で創業 100 年の歴史を有する〇〇と提携しており、共同出資による農地所有適格法人「〇〇」を設立したところです。また、北海道〇〇市〇〇地区においても、339ha の農地を馬の放牧地として、〇〇年〇〇月頃に取得できる見込みです。〇〇は、馬の繁殖から肥育管理を行っており、現在は 57 頭の馬を肥育しています。来年度からは馬の頭数を 200 頭まで規模拡大していく予定です。現在は、乗用馬の頭数が多いのですが、今後は、主には食肉用とし

て和種馬の肥育を行っていきます。子馬は春ごろに一斉に出産時期を迎え、生まれたばかりの子馬は、母乳が必要となるため、概ね半年間は母馬とともに放牧します。その後、北海道では寒い冬を迎えますので、当歳馬（0歳馬）の子馬は乳離れのために、母馬から離され、馬舎で囲い飼いし、離乳食（配合飼料）で育てます。1歳を迎えた春には再度放牧を始めますが、オスはその時点で去勢されます。メス馬はそのまま繁殖馬として、引き続き〇〇で飼育され、去勢されたオス馬の一部を熊本へ陸送し、小国町の〇〇牧場に搬入します。仕入れの単価は、〇〇から〇〇円を想定しております。自社農園になりますので、原価コントロールが可能ですので、相場に影響されにくいメリットと、市場で買うよりも安価で調達が可能です。〇〇で成馬までの肥育及び販売という事で、〇〇で約2年間肥育した後は、熊本馬として生体（生きたまま）での直販を予定しています。その販売先ですが、〇〇は、以前から九州にも取引の実績がありますので、〇〇としても、そのネットワークを活用して、熊本の〇〇さんや、福岡の〇〇さんなどに、出荷したいと考えています。販売単価ですが、相場にも左右されますが、生体で、平均約〇〇円/kgを想定しています。和種の小型馬の場合は、成馬で500kgほどになりますので、販売額は〇〇円程度を想定しています。という事です。これが、馬についての追加資料でございます。その時の事前勉強会の時にもう一つ組織のイメージ図がちょっと分かりづらいという事です。それは、事業案内の一つ前です。ここに会社の今回の一番右下が農地所有適格法人、先程言いました。図で言いますとこういう図になります。通常は、合資会社とか株式会社とかになりますが、ここで言うなら株式会社という事で法人が書いてあります。ここがこういった組織の拠点になっております。熊本県小国町北里で〇〇等から熱水の提供を受けて農業、水産業の経営を行うという方針でございます。あと真ん中がエネルギー関係の会社、それと大分の会社、そして元々の母体が兵庫県の親会社、会社の形態はそういう形になっております。あと勉強会の時に少し、図面を広げて説明をさせて頂きましたけど、地図上で出来れば開発計画の年次計画を提示して頂ければ、助かりますという事をお願いをしていた訳ですけども、現場を事前に確認した時も少し話はありましたけど、ここに記されているのが、あの葉物野菜地区の〇〇エリアでの今後10年間の永年計画の見取り図でござ

ざいます。皆さん方がハウスの中で現場を見た所が右側になります。それからその横が休憩小屋です。これは、届出の手続きも全部終わって現場も見られたと思いますが、そういう施設です。そして、その下が小さいハウスの黄色い四角がいくつもありますが、現在は熱水がないために、現在は温室で栽培していますという事で、これについては、2020年は熱水を利用して、温度を調節し、熱水利用で栽培したいという事になっています。それから先は、随時、一番肝心なものは、熱水の配管ですけど、この熱水の配管が矢印で右から発しています。それを受けてですね、2021年にそれから2023年に随時、左の方に面積を拡大していくという形でございます。続いて、今度は46haの〇〇地区の方ですけど、これは、現場確認の時に説明した現場でございます。地熱の掘削予定地のすぐ側になります。ここの46haの中で、概ね46頭ぐらいの馬をここでという形の話をして聞いていました。あと、あえて議事録に残す必要もございませんので、当時の勉強会の時のやり取りを少し報告させていただきます。やり取りの中で、空心菜のハウスが3棟あるけど、なぜビニールを被せてないのかとご意見を頂いた時に、この説明はですね。冬場の雪害対策という事で、ビニールを外したという話がありました。あと〇〇地区はこの寒い時期に土をおこしているのですがそれもなぜですかという話がありました。それは、多年生の牧草を播種しているので根元を6cm残してから来年の草刈り用に使っているという事で話がありました。それから最初は、3haぐらいのハウスを作ると言っていたけど、それについてはどうなったのかという話については、先程の資料で説明した通り、葉物野菜については、熱水の利用を前提として規模を拡大していくという話がありました。ちなみに、地熱の掘削の許可はおりております。あとなぜ馬なのかといった質問もあったと思います。それについては、先程の追加資料等も含めてその時は、熊本の馬肉が有名だという事で、熊本産のブランド馬をこの小国町で育成して販売する計画を考えているという話がありました。以上が議案の説明になります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、宮崎委員から報告をお願いします。

1 番 この件はですね、今年の8月10日に3条であがってきた案件でございます。去年の12月19日に住民説明会があつて、昨日1月8日ですかね。現地の視察という事で行きました。なにせ、大きい規模拡大という事で私も行ってびっくりしましたけど、ハウスの方が数棟建っております。そして、空心菜の冬場の営農という事で試行錯誤やっておられましたし、エビの養殖の件もありました。そして、ハウスは先程、局長の方から説明がございましたけど、温水がうまい事いけば、自然とハウスの方は増やすという事でございます。それと上の方の〇〇の件ですけど、行って見たらかなりの広さの整地をしていたからですね。種も蒔いていて私共もびっくりした所でございます。こんな大きな区間が、荒らさないでしていくという事はいい事ではないだろうかと思っております。私達、農業委員になって、このような大きな案件というのはないかと思ひますが、こうして取り組んで頂くとありがたいと思ひます。皆さんの審議の方をよろしくお願ひします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願ひします。

2 番 正直言うととてもあの場所で農業がうまくいくとは思ひていないのです。それでもあの場所に、〇〇とか〇〇を投資して、そして、従業員を住人から雇えば、少なく見積もつても年間〇〇から〇〇の経費はいりますよね。それでもやっていくからなんか本当は農業以外に何がしたいんだらうかなと思ひてるんですけども、それは当事者に聞かないと分からない話ですが、多分、地熱発電だらうと、僕個人的には思ひていますが、地熱発電だったら今度はここにも子会社が二つありますよね。〇〇と〇〇の二つある。要はトラブルのないように、訴えたりです、どうしたりされているという案件を聞きますから。

5 番 温泉協会には参加していると思ひます。一番のメインは発電所です。農業をしないと発電の開発が出来ないものだから、一番のメインは発電だと思ひます。ただ、現況では、私も発電所を作ってやっているものだから、近隣との話し合いがうまく出来ていないんですよね。いつ発電の許可も下りるか分からない状態です。ここは、前したのですが、大した蒸気が出なかつた

という話です。ただ、こことまた、離れているものですから地下の事は掘ってみなくては分からないのですが。多分、出るだろうと言ってから井戸を掘っても出ない時もあるものだから。

1 番 　そこを売買した時に条件のいい土地はあるのですか。他の所にあるのですが、えらい山側のへんぴな所を選んだという事は、やっぱり地熱の問題と思います。そうでないと、あんな所、まとめて買わないだろう。まだ、場所移動すればいっぱいあるからすぐに一番に気付いたな。将来的には掘っていくだろうと思っていた。

二田水推進委員 　まだ、はっきりと町の審議会の方にはあがってないと思います。県の許可が出ているかどうかも知らないのですが。

事務局長 　そこは間違いありません。掘削許可が出ていると思います。

二田水推進委員 　町の審議会にはあがっていません。今からだろうけど。

事務局長 　もし所管が分かれば情報として、例えば休憩を頂ければ確認は取れます。せつかなので情報が分かった方がいいかと。

議長 　温泉の許可は、あくまで県の許可ですからね。その辺は別に。

1 番 　農業委員会は温泉法まで介入できない。

2 番 　農業委員会が許可したんじゃないかと言われると心外なんですよね。だけど、〇〇さんは結局、先程から話が出る程、地熱発電がメインでその付け足しが農業ですよね。ところが今は、一番先に手をかけていた農業をやりますからやってきているからですね。そこがどこかで批判されるのは困る。

5 番 　結局、〇〇は関係ない人になっているものだからその分撤退すると思うんですよ。後は、〇〇がどうにかしないといけないなど。

二田水推進委員 　地元には貢献は出来ている。

5 番 なんかもう、ものすごく自分達の分からないようなお金を持って
ってるから、金銭感覚が全然分からない。

4 番 このお金も上からの資金になっているようだから、全部出る
訳でしょう。まだ収入がないならこのお金は誰が払うのですか。
こういうのは親会社ですか。

5 番 親会社です。結局、〇〇がこういう事をしているだろうから
ですね。みんな無償では働かれない。100%って書いてあるから
ですね。

松本推進委員 従事者も会社の一員に逆に言うならば、会社の金を作るため
の理事会や相当な関与があるけど、全部自分のお金なんですよ。
個人で全部作り出した環境なんですね。それでやるとこちらに
来て特に気に入ったのが、農業地帯で素晴らしいと思って、た
またま、農用地だったものだから自分のやりたい事をする為に
は、まずは買わないと出来ないから。農業もその人は、北海道
でもやってるからですね。外の方も牧場をやってますし、それ
こそコンビニ辺りにここで作った野菜を直接出したいというよ
うな事を言っているらしいです。

2 番 お湯が出たら話ですね。

松本推進委員 お湯が出たらまた、ハウスの熱水を送る装置もすると言っ
ていたから。

事務局長 あと、事務局として少し心配してたのは、現状が一個人の方
の登記で所有物なものですから、その方がもし何かあった時は、
何も出来ない状態があそこの広大な土地、介入出来ないとい
うかですね。それはとても、事務局として、農業委員会の3条と
いうものをよくよく考えた時にですね。それよりか法人とい
うのは、会社としての責任がありますので、誰とか個人の責任で
はなくて、法人としての責任があります。今よりかは良くなる
と思います。

1 番 確かにこの間、冬場に行ったからあれだったけど、夏場なら
いい所。高台でもあるし、〇〇もすぐのところ。

5 番 毎日でも、〇〇を通過して行くような状況ではある。

2 番 結局、温泉のお湯が出たらですね。それを熱交換しないなら全部そのバナメイエビと空心菜に直接そのお湯を入れる訳ですね。だからもう、還元井戸とかいうのはないんですよ。

事務局長 流れはですね。そもそも発電は絶対ありきで、売電して、熱水を地中に還元する法律が義務付けられています。どうしてもその熱水は地中に入れないといけないのですが、その戻す間の熱水を配管に通してこの温泉営農に活用して、その後に地中に戻そうというのがこの計画です。

2 番 結局、ハウス面積がどんどん広くなれば、結局戻す事はありませんでしたっていう話ですね。

事務局長 これは、最終的には戻さなきゃいけないんです。還元井戸というのは、義務です。

5 番 ただ、熱水がぬるま湯にはなる。何回も使えば。

1 番 ただ、どのくらいまでハウスが用途があるかどうか問題になってくる。掘ってみてその量でないと。

2 番 要するにパイプの中のホースみたいでしょ。水草も入れるんでしょう。なんか最初の時には、熱水をそのまま入れるとか。

議長 要望とか色んな意見がありますけど。管轄外ですが温泉の方から言うと、その辺の小さい、細かい事は保健所の管轄ですからね。その辺は、私達、農業委員会の管轄ではないからそこまでチェックすることはないと思いますけど、出ないと許可は出ないと思います。

1 番 温水が沢山出れば、将来的には 3ha もハウスを栽培するような事を言っていた。だから、熱水がどのくらいで沸くかで決まるのではないかな。

2 番 私はもう、空心菜もなんかほら水草のように、それだからハウスの中にずっと畔波シートが打ち込んであったからですね。どういう事なのかなと思って。

議 長 だから、下にパイプを通す。

7 番 温泉で野菜は、育つのですか。育たないでしょう。

2 番 その専門は台湾というか、台湾でないですか。

1 番 冬場は、どのぐらいいるか試してるんですね。

7 番 この前は水やりをしていた。

2 番 こんな風に、青々とはしていなかったでしょう。

5 番 していました。

2 番 ここに書いてありますよ。温泉水にはカリウムなどのミネラル成分が豊富で、空心菜など葉物野菜の栽培に非常に適しています。温泉水で水田のように一旦水を張ることで、ミネラル成分により土壌改良が行われ、それにより連作障害が軽減され、害虫や病気も防ぐことができます。

3 番 ○○は、ずっと増やして行って全部空心菜ですか。

事務局 長 温泉法で言ったら、発電自体も還元井は地中に還元するというのが、決まりですので、発電の還元井と、発電の井戸と両方あって、発電は発生しているので、その間の熱量の捨てる部分を農業に生かすというのが、今回の案件です。

1 番 これは誰が作っても出来る。空心菜とかはただ種を蒔けばいい。そうじゃなきゃきっちり出来ない。

(休 憩)

事務局長 県の掘削許可を受けるという事でしたけども、地元の温泉審議会とか地熱審議会とか、あの辺のことを休憩を挟んで、当事者である〇〇の〇〇さんに今聞いたら、その情報は法人が違うので分かりませんという事でした。元締めの方の審議員がいらっしゃったので、それを聞いたらそれは全部終わっているそうです。以上で説明を終わります。

4 番 まもなく始めますって言うけど、なかなか始まらないのはなぜなのでしょう。

事務局長 それは、〇〇地区の方が〇〇を〇〇にと聞いております。

5 番 これが片付くまでは、合意書どころじゃないでしょう。大変でしょう。

事務局長 今ですね、お手元に政策課の方から町長名で〇〇の方にですね。掘削の同意書を出した書類を頂きました。条件付きで同意案件ですね。その後、県知事の掘削許可証の写しを見せてもらいましたので間違いないです。

二田水推進委員 町の方は、何年の何月ですか。

事務局長 町はですね、去年の2月21日、県が3月20日です。

2 番 1年になる。

事務局長 はい。だから行政上の温泉掘削の手続きは終わっています。

1 番 それは、法律で深さなど関係ないですか。

事務局長 あります。

1 番 どこまでの申請ですか。

事務局長 深度は1407mです。

1 番 1407mまでは、掘ってもいいという事それ以上になった場合は、また修正か取消ですか。

事務局長 深度を深くするためには追加の許可が必要です。

1 番 そうでしょうね。やはり、深さがある訳だからな。やりっぱなしで掘ってから近隣の温泉が出ないようになったりするところもあるかも。量とかそれから、事業計画変更の時は、また保健所・県のそういうのがいらないように思うのですが。掘って出ない場合は、結局、〇〇があるじゃないですか。それを取り入れるんでしょうね。それだけ掘って出ないと言うなら隣に〇〇があるじゃないですか。その時は許可申請の時、同意書がいるようになる。

5 番 また、追加というのはどういうことになるか分からんな。

1 番 これはまた新たに、同意書を結ばないといけません。

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定しました。

議長 続いて、日程第5 議案第1号番号3「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開き下さい。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成31年1月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

番号3になります。土地は上田になりまして、1筆で560㎡です。権利の種別は、3条による有償移転になります。譲り渡し人、譲り受け人以下の通りでございます。別紙の方が資料1

になります。別紙の資料1の20ページからになります。3条の許可申請書の写しを付けております。備考の欄にも、議案の方の欄にもありますが、10aあたり〇〇円でございます、購入後の利用については22ページ、それから、所有者の農機具の情報、農業従事の情報、23ページ、後、24、25が周辺地域との関係でございます、この方については、3条の要件は全てクリア出来ております。それから土地の権利関係の支障となってくる事もございません。場所については、27ページのゼンリンの地図と字図、それから、現場の確認として状況が分かるものを30ページに写真を付けております。確認書という事で、地元の農業委員さんが12月5日、署名、それから現地確認が11月28日という事で資料を頂いています。以上で説明を終わります。

議長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、松本推進委員から報告をお願いします。

松本推進委員 　　報告致します。それでは、現場についてご説明をしたいと思っております。〇〇さんは上田でございます。〇〇さんもです。現地につきましては、〇〇の圃場整備してある所の中の1筆でございます、たまたま〇〇さんと〇〇さんは、同じ所で経営というか耕作してます。隣接です。〇〇さんが隣接しておりますのを、〇〇さんが今回購入する形でございます。〇〇さんにつきましては、農機具から耕作面積で言うと水稻も相当な面積やっております。農地を増やす事に問題はないだろうと思っております。そういう事で、また増やす事によって〇〇さんもまた、規模を拡大も出来ますし、仕事の方も効率が増えるのではないかと考えている訳で、全く問題はないと思っておりますので、よろしく審議の方をお願いします。

議長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1番 　　〇〇君の〇〇は、名前が間違っているのではないですか。〇〇さん。

事務局長 　　それで大丈夫です。その名前です。

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号3は原案のとおり決定しました。

議長 続いて、日程第6 議案第1号番号4「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成31年1月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

番号4になります。土地の所在は、北里です。畑の1筆で344㎡です。権利の種別は、3条による有償移転で、譲り渡し人、譲り受け人以下の通りでございます。備考の欄に、10aあたりが〇〇円と出ています。資料については、引き続き資料1のですね、ページが32ページからになります。34ページが譲り受け人の作付、それから、農機具の情報、農業従事の農業歴等がございます。土地については、近くになりまして、通作距離30m、時間2分という事です。あと下限面積については、クリア出来ております。土地の情報としましては、38ページに登記簿の写しを付けております。抵当権等の支障になるものは付いておりません。それから土地の位置関係になりますが、ゼンリンの地図が41ページ、字図が40ページ、現場は写真が44ページに付けてあります。写真が3枚ありますけど、一番上の道の人が立っている背中側の方の一角に、譲り受け人の自宅があります。それから、確認書として、12月23日に地元の農業委員さんの署名、それから現地確認として、12月28日の署名、推進委員さん、頂いております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井委員から報告をお願いします。

5 番 報告致します。昨年の12月28日にですね。私と事務局の方々と北里の推進委員の後藤さんの4人で現地確認を行いました。ここは、〇〇君方が借りて耕作していた所をお互いの考えで売りたいという事で、それなら、〇〇君も買おうかという話に至りました。局長からもご報告がありましたけれども家の近所で便利がいいです。田は〇〇円、畑で〇〇円でしたね。話で大体、決定しています。何も問題はないと思いますけれどもご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

7 番 これは地図でなんですけど、番地が〇〇は、今ので分かってるんですけど、〇〇は誰の土地ですか。

5 番 僕が聞いた所では、2枚は〇〇さんが所有者です。今度買った所の土地が3枚の続きと言っていました。なにぶん、所有は一緒だろうと思います。

事務局長 2枚と言うのが字図で言う所の〇〇です。

5 番 1枚が1筆ずつあると言っていました。

事務局長 続きになるという話は、現場でありました。

7 番 はい、分かりました。

4 番 要望の金額は、基準は大体どんな感じですか。前のとすごく違いがあるから。

事務局長 今、事務局の方ですね。県にも色々話したりするんですけど、相談はあります。基準はどこかないかという事で。前は、そういう基準はあったんですが今はないです。現在は、統計上は阿蘇管内で、最低価格、最高価格とか、地域ごとにあるのはあります。ただあくまで、当事者同士のその時の状況で必要とする方と手放す方の話し合いの中で価格は決まっていますので、今は農業委員会が単価を提示するような基準はありません。以

前は、基準値とかがあってですね、標準小作料があったんですけど今はないです。

4 番 100万と言えば100万、5万と言えば5万

1 番 あまりにも違いすぎる。

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号4は原案のとおり決定しました。

議長 続いて、日程第7 議案第2号番号1「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開き下さい。議案の第2号になります。「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成31年1月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第2号、番号1です。場所は、土地の所在は下城になります。田2筆で、登記簿、田、現況、山林という事で、面積は5,375㎡で、始末書付きの山林(スギ、クヌギ)転用でございます。資料につきましては、先程の資料1の46ページからになります。以前からちょっと、報告はしておきましたけど、転用面積が3,000㎡を超えるもの、それから、営農型のその二つについては、県の常設審議会に事務局が行って、同じようなこういう場を持って、議案を説明して審議するという案件になります。ページは46ページからになります。写しの方は、始末書付きでございます。実際、登記簿等についても添付してありますが、50ページの事業計画書と言うのが、実際、植え付けが終わっているの、事業計画書と言うのは違和感がありますが、こういう形を求められますので、書いてある通りでございます。

まず、この土地については、山林に囲まれて日当たりも悪く、収穫量も少なかった上に、猪による獣害にも悩まされていた為に、今から21年くらい前になりますが、平成9年に杉とクヌギを植林して、山林になっているという事でございます。その当時の植林のことを書いてます。現況は5,357㎡でございます。航空写真を51ページに付けております。山と山の間に窪みが縦に筋目に入っている所が、ちょうど道が走ってまして、土地は右下になります。現場としては、51ページ、52ページの方が分かりやすいです。下城のエリアになりまして、黒淵の〇〇から昔、林道〇〇線があり今、町道になっているんですね。北側に抜ける道があるんですけど、その途中の右下になります。それで、排水同意書と始末書については、始末書が56ページ先程言っていたもので、これについては県知事宛の始末書と言う事で、常設の時もこれを報告します。現場の状況としましては、57ページに写真が付けてありますが、まず一つ目の〇〇番地の方は、このような感じでクヌギです。今度は裏面に〇〇番地ですけど、ここは杉林です。現場の確認書と言う事で、59ページに地元の農業委員さんそれから現地確認について、推進委員さんの署名が59ページにございます。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の石松委員から報告をお願いします。

2 番 昨年11月28日に推進委員の坂田さん、それから事務局の4人で現場を見させて頂きました。今、説明があったように、周りは杉山ばかりでとても農地になるような所ではございません。致し方ないかと思っております。以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番 植林してから、20何年ぐらい経ちますよね。何で今頃これ、あがってきたのでしょうか。地籍か何かの関係ですか。

2 番 本人さん曰く、死ぬ前にやる事何て言いますかね。終活じゃあないですけど。要するに、後継者と言うか、娘達に渡す前に

整理しまおうと。誰かに売るとかじゃあなくて地目を山に
しまおうと。

議 長 終活ですね。

2 番 前あの辺に家が3軒あった。

4 番 ○○さんも元々そっちに家があったんです。テレビ塔もあ
った。

2 番 3軒あったんです。○○さんと○○さんかな。

議 長 それでは採決いたします。議案第2号番号1について、原案
のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号番号1は許可相当として県知
事に意見を送付いたします。

議 長 続いて、日程第8 議案第2号番号2「農地法第4条の規定
による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案
の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 引き続き、議案集をお開き下さい。「農地法第4条第1項の規
定による許可申請に対する意見について」農地法第4条第1項
の規定により下記農地の申請があったので意見を求める。平成
31年1月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございま
す。

議案第2号番号2です。土地の所在は、下城になります。畑1
筆で、面積が17,157㎡のうちの1,959㎡となります。地目は、
畑です。申請人は以下の通りでございます。転用の目的は、農
業用施設。具体的に言いますと、堆肥舎、汚水槽でございま
す。転用の理由の部分ですが、経営規模拡大に伴い、堆肥舎及び汚
水槽を新設するため。詳しくは、資料の3になります。量も多
いので、関係あるものを抜粋して見て頂きます。まず4条の許
可申請書の写しでございまして、事業計画についてです。まず

土地の情報として3ページ、登記簿謄本の写しが4ページ続きますが、抵当権等の抹消は全て終わっておりまして、転用の障害はございません。それから5ページからが事業計画でございます。現在の酪農経営において、労働者の高齢化、既存施設の老朽化が進んでいるという事で、今回、畜産クラスター事業において、作業の省力化及び効率化を図るものです。この熊本県からのクラスター計画の認定を受け、補助金の交付も決定しております。それで、今回の申請は、この全体計画の中の、堆肥舎と汚水槽を建設する事になります。申請地は周囲を牧草地の中にあり、堆肥を散布するのに都合がいいこと、道路が通っているため施設建設や堆肥の運搬にも利便性が高いことからこの土地を選定いたしましたという事でございます。資金計画の欄、下の5番ですが、堆肥舎新設費、汚水槽新設費、の合計の事業費となっております。これについてのクラスター事業の補助として、右側に国からの補助、自己資金、そして町が1割補助という事でございます。次が6ページからがクラスター事業全体の計画書になりまして、現在の牛舎の搾乳舎の搾乳ロボットとか、牛舎そのものの建て替え等、色んな部分の事業が展開されております。全体としては、7ページの字が小さくて見にくいですが、ここに全体の事業計画があります。搾乳牛舎、搾乳ロボット、育成牛舎、そして堆肥舎、汚水槽という事で全体のメニューとなっております。農地法による転用の場所は、あくまで堆肥舎と汚水槽の部分だけになります。参考として資料を付けさせて頂いております。全体の事業費は、以下の通りでございます。今日は、詳しい資料ですけど、少し省略させて頂いて、場所についてですけど、11ページ、航空写真で現場の牧草地の中の場所を付けています。次は平面図、図面関係ですのでここは省略させて頂きます。あと20ページに周辺の所有者の情報も分かるようにしております。既存の周りの土地の所有者の名前を入れております。それから施設の排水の同意書が22ページ、あと隣接地としての同意書も23ページに付いております。それから、資力の裏付けとしては24ページに国の県知事の交付決定通知が付けてあります。これは、県知事から小国町への交付決定通知が24ページ、そして、27ページをお開き下さい。ここは、2%の上乗せをした上での合計値をしますのです、その分で、町の方から、今度はクラスター協議会宛の交付決定を27ページに付けています。という事で、国の補助事業の採択を受けていま

すので、資力の裏付けとしては、もう間違いないという事の解釈になると思います。それから、現場の状況ですけれども、写真が 30 ページ。全体は、17,157 m²ですけども、うちの 1,959 m²となります。補足としてこの場所は、農振農用地に入っておりまして、農振農用地での開発というのは、規制がありますが、あくまで農業用の施設をここに建てるという事で、用途区分の変更という手続きを取らせて頂いて、先程、図面の中でもあるように、この 1,959 m²だけを農業施設に建てるという事で、農振法上の手続きは既に終わっています。農地法の転用の手続きが今回あがってきたという事になります。31 ページが、農地法許可の確認書という事で、地元の農業委員さんの署名と現地確認での推進委員さんの署名を付けたものを 31 ページに付けてあります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の宮崎委員から報告をお願いします。

1 番 　　これも去年の 12 月 28 日の日に局長と事務局の波多野君と松岡会長と推進委員の時松君と現地立ち会いに行きました。今、局長の説明通りでございまして、ファームロードですかね。大分県の方の県境の辺りになります。そして国の補助事業という事で、今説明があった通りでございまして、権利の方の同意書も得ていますし、標高が 800m くらいあり、近くにあまり人家もなくて、別に問題ないと思いますけど、皆様方の審議の方よろしくをお願いします。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番 　　5 ページにですね、汚水を自然浸透式と書いていますが、バキュームカーか何かで汲みあげる考えですかね。

事務局 長 　　汚水の部分ですね。

5 番 　　国の事業で国からの補助金をもらってから作るのに、こういう自然浸透でいいんだらうかと思ったんです。

事務局長 確認させてもらっていいですか。

1 番 堆肥舎と汚水槽を建設するって書いてありますね。

事務局長 今、担当がいると思うので確認させて下さい。

1 番 自然浸透式としてあるから。上には、汚水槽を建設するって書いてある。

議長 汚水槽を作るのだから。

5 番 堆肥舎から出る汚水だから。

事務局長 先程の指摘ですけど、給排水計画の所は、汚水槽を建設するので、この汚水の欄は、自然浸透という表現は、削除して下さい。

議長 それでは採決いたします。議案第2号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号番号2は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 続いて、日程第9 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案第3号の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第5条第1項の規定により下記農地の申請があったので意見を求める。平成31年1月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第1号番号1になります。土地の所在は、宮原です。田が1筆で、面積が499㎡です。今回、権利の5条で所有権移転になっておりまして、譲り渡し人、譲り受け人以下の通りでございます。転用の目的は、一般個人住宅になります。資料はで

すね、資料1の方の60ページからになります。まず、土地の権利関係は、障害となる権利関係は入っていません。62ページ、63ページに登記簿の写しが出ています。それから、今回の事業計画書は、64ページです。戸建ての住宅、木造2階建てで、建築面積が56.31㎡、延床が112.62㎡で、目的はマイホーム建築、必要性としては先々、高齢となる母や祖父と同居のためという事で、住環境も良く、慣れ親しんだ、この地で母や祖父の面倒を看っていくという事が理由というような中身でございます。それから、場所につきましては、65を少し、文字が小さいんですが、66がですね、ゼンリン地図で分かるかもしれませんが、○のちょうど下の欄の丸が農地になります。67ページ、それから字図が68ページ、住宅自体の平面図は69ページ、それから立面図が70ページに付けてあります。資力の裏付けに関する資料につきましては、71ページ、融資のお申込みの手続きの書類が付けてありまして、今回、仮審査が終わりましてという事で、これをもって資力証明の判断が出来るというのは、確認済みでございます。それから、現場の排水計画平面図という事で、72ページの資料を付けてあります。住宅の前に駐車場も予定されているみたいです。それから、住宅の前に排水の同意書、現場の写真をですね、74ページに付けてあります。写真は3枚付けてますが、上2枚がですね、ちょっと横から見たら、農地が2段ありますが、上と下2枚共、住宅の敷地の中にまたがるような形になります。現場の確認書という事で、昨年12月20日の地元農業委員さんの署名、それから現地確認での推進委員さんの署名が75ページにございます。これについて、補足資料がございまして、これは農振農用地に入りました。昨年に除外の申出と言うのが4月の1日にございまして、除外の申出を受けて、農業委員さんを農振の協議会のメンバーという事で農振協議会を開いています。そこで、皆さん方に異議なしという答申を受けてます。その異議なしの答申を受けて、公告縦覧という法律的な行為をしてそこで、一般の方からの異議がなかったという事で、県に計画の変更を昨年9月に出して、県から農振計画の変更いいですよという同意を貰ったのが、昨年10月24日です。そして、同日10月24日をもって、農振の方は同意を取りましたという事で、当事者に通知を出しております。なかなか農振農用地についての転用というのは、難しい訳ですけど、手続きが全部終わってですね。今回、農地法上の転用の手続き

という事になっています。平面図か図面を見ると分かるように農地の中でも端っこに寄せられる形での転用という事です。自分の土地で、ど真ん中に建てる事は、出来なくてですね。事例としては、非常に数少ない例外を受けた後の住宅転用の案件になっております。以上で終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の安武委員から報告をお願いします。

7 番 　　昨年12月28日ですかね、推進委員の麻生さんと事務局の2名の4名で現地を確認に行きました。今、説明のあったとおり、一番端っこという感じですね。要するに、〇〇と川の間には挟まれた所で、その近くはもう分筆した田んぼ以外、農用地はないという事でございます。裏には、影になるような所もないというような現状でございますので、みなさんのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長 　　それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 　　全員賛成ですので、議案第3号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 　　続いて、日程第10 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 　　議案集の最後のページになります。「農業経営基盤強化法農地法に基づく農地利用集積計画の承認について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地、利用集積計画の

決定について意見を求める。平成31年1月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第4号です。全部で案件は6番まであります。この中の再設定の所については、また同じ方との更新という事になりますので、議案集だけの説明に変えさせていただきます。

まず、番号1番、宮原については3筆で、面積は3,874㎡です。この方たちは、再設定になります。利用権設定する者、受ける者、以下の通りでございます。利用の目的は田で、10年で田畑で〇〇円です。

続いて2番です。土地は北里になりまして、1筆で4,240㎡です。同じく再設定です。利用権設定する方、貸す側になります。それから、受ける方、借りる側になります。以下の通りです。田で2年で1筆で、物納で〇〇kgになっています。

それから、番号3です。北里の3筆は、3,872㎡で、今回、新規になります。利用権設定する方、受ける方、以下の通りでございます。利用の目的は田で、期間は1年3ヶ月、10a当り〇〇kg、新規なので補足して説明します。別紙の資料の79ページです。みなさんも関係のある方なので、問題ないと思いますが、79ページ、農業経営の状況については、以下の通りで、男〇〇歳、365日という事で、主に水稻と畜産、男〇〇・女〇〇という事で、借り受ける方の情報は以下の通りでございます。

それから続いて議案集に戻ります。裏面最後の議案のページです。番号4になります。土地は北里で、1筆で、2,666㎡、同じく再設定になります。利用権設定する方、受ける方以下の通りです。利用目的は、田で3年で1筆〇〇円です。

次が最後になります。番号は5番です。宮原で合わせて7筆で8659.1㎡です。同じく再設定で、貸す方、設定する方、受ける方以下の通りでございます。目的は田、3年で全筆で物納〇〇kgでございます。以上で説明を終わります。

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2番 3番の〇〇ここ新規になってますけど、最初の報告書第1号の所なんですけども、解約してない時は新規になるんですか。

事務局長 説明致します。ご指摘の部分については、前回の合意解約が農地法3条での貸し借りです。今回が経営基盤強化法による法律の貸し借りの根拠が違うものですから、当事者同士ですけども、新規という扱いをさせて頂いてます。

議長 それでは採決いたします。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第1回総会を閉会致します。

平成31年第1回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

5 番